

## 次世代自動車・スマートエネルギー特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正  
準

## I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(1.7 + 2.8) / 2 = 2.3$ 

2.3

## i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	ハイパーエネルギーステーション(HES)の整備箇所数	81%	3
2	運輸部門の二酸化炭素の削減量	37%	1
3	スマートコミュニティにおけるスマートホームの戸数	0%	1
4	低炭素型パーソナルモビリティの普及台数《定性的評価》	-	-

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 2) / 3 = 1.7$ 

1.7

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

## ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

2.8

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.8 + 3.5 + 4.0) / 3 = 3.8$ 

3.8

## i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

・市街地における水素保有量の規制緩和(概要)

・建築基準法施行令の改正(平成26年7月1日政令第232号)及び国土交通省告示(平成26年12月26日付告示第1203号)の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンド等については、建築基準法に基づく圧縮水素等に係る貯蔵量規制が撤廃された。

(事項)

・特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和(概要)

・協議結果に基づき高圧ガス保安法関連法の現行の規定で取り組もうとしたところ、計画していた水素ステーションの整備は困難であることが分かった。そのため、平成25年度に市の権限で用途地域の変更を行い、課題解決を図った。

専門家による評価の平均値

3.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.3

・水素充填機能付きハイパーエネルギーステーションの整備が目標以上の進捗を示している点は評価できるが、その他の取組が適当と認めるには不十分である。計画策定以降の社会情勢や技術の変化等やむを得ない面はあるものの、着実な進捗の実現に努めていただきたい。今後はこれまでの取組を総括し、継続すべきもの、見直すべきものを峻別して新計画に活かされたい。

・スマートコミュニティについては具体的な整備が進まないにしても一定の取組は行っており、定性的な代理指標等での評価で補完することも必要かと思われる。また、グリーン交通に関わる様々な取組が行われており、その統合的なガバナンスを行っている仕組みについての情報も必要と思われる。

・民間活用によるエネルギーインフラ整備について、潜在的な事業主体の掘り起し、運用時を含めて事業採算性を確保する見直し等の事業化検討の更なる充実が必要と思われる。また、数値目標(1)~(2)のHESIにおいて、必要拠点数の積上げによる数値目標設定の考え方は分かりやすいが、潜在的な事業者の可能性も含めて事業主体側から見た展開可能性の検討も必要ではないか。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.3

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(2.3 + 3.8 + 3.3 \times 2) / 4 = 3.2$

3.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5~1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。